

朝鮮問題をめぐる日露関係 (1905-1907)

シュラトフ・ヤロスラフ

序論

日露戦争開戦以降の朝鮮半島をめぐる諸問題は多くの研究者の注目を集めてきた。日本政府が促進した韓国の植民地化過程、日韓間で締結された諸条約、即ち日韓議定書と第一次日韓条約(1904)、第二次日韓条約(1905)、第三次日韓条約(1907)及び併合条約(1910)⁽¹⁾の調印過程、またはそれらの条約の法的有効性などの問題が議論されてきた。

一方、朝鮮問題では多くの研究者が日韓二国関係を中心に、朝鮮開国や「征韓論」、日清戦争や閔妃殺害事件(1895)から併合条約(1910)に至る過程を検討し⁽²⁾、当時の国際情勢や日本外交方針、植民地化過程も究明されてきている⁽³⁾。ところで、日露戦争終焉前後の日韓関係を諸列強の立場に関連して分析する際に、韓国保護問題をめぐる日露対立を追究する研究はあるが⁽⁴⁾、基本的にロシア政府はポーツマス条約にて韓国における日本の支配権を承認し、他の列強と同じように朝鮮問題から手を引いたという解釈が広く受け入れられている。このため、日本政府は第二回日英同盟、桂・タフト日米協定と日露講和条約を通して対韓政策において「イギリス・アメリカ・ロシアの承認をとりつけた」⁽⁵⁾という主張は通説となっている。確かに、第二回日英同盟と桂・タフト日米協定によって、アメリカとイギリスは朝鮮半島における日本の「卓絶なる利益」を承認しただけでなく、行動をもって韓国の保護化を支援した。ところが、ロシアは日露戦争直後に朝鮮問題をめぐって日本と

- 1 後ろの三つの条約は韓国の通称では乙巳保護条約(1905)、丁未七条約(1907)と韓日合邦条約(1910)と呼ばれている。
- 2 旗田巍編『朝鮮の近代史と日本』大和書房、1987年；林鍾国『親日派：李朝末から今日に至る売国売族者たちの正体』コリア研究所、1992年；海野福寿『韓国併合』岩波新書、1995年；海野福寿編『日韓協約と韓国併合』明石書店、1995年；高大勝『伊藤博文と朝鮮』社会評論社、2001年；康成銀『1905年韓国保護条約と植民地支配責任：歴史学と国際法との対話』創史社、2005年；Peter Duus, *The Abacus and the Sword. The Japanese Penetration of Korea, 1895-1910* (Berkeley: University of California Press, 1995); Alexis Dudden, *Japan's Colonization of Korea: Discourse and Power* (Honolulu: University of Hawai'i Press, 2005) 等。
- 3 Hilary Conroy, *The Japanese Seizure of Korea: 1868-1910. A Study of Realism and Idealism in International Politics* (Pennsylvania: University of Pennsylvania Press, 1960); 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、1978年；寺本康俊『日露戦争以降の日本外交』信山社、1999年；石和静「国際関係から見た日露協約と日本の韓国併合」『ロシア史研究』第72号、2003年、23-33頁；Choi, Deok-kyu, "The Russian Diplomatic Revolution and Japan's Annexation of Korea," *International Journal of Korean History* 7 (February, 2005), pp. 165-206. 等である。
- 4 石和静「韓国『保護』問題をめぐる日露対立」『ユーラシア研究』第33号、2005年；崔文衡『日露戦争の世界史』藤原書店、2004年、272-289頁。
- 5 海野『韓国併合』153頁。

対立し、日露両国政府は韓国独立、露韓条約の有効性、認可状の発行宛先等の問題について半年ほど激しい論争を繰りひろげたのである。

結局、ロシア政府は対日融和路線を選択し、朝鮮問題を切り捨てることにした。そして日本と第一回日露協定(1907)を締結して極東地域に勢力圏を設定した。これを背景に、日本は第三次日韓条約(1907)を結び、更に韓国の植民地化を促進した。これらの事実及び当該時期の国際情勢は日本・欧米歴史学によって十分に解明されている。しかしながら、日露戦争終焉後から第一回日露協約にかけての朝鮮問題をめぐる日露交渉の研究においてはいくつか重要な問題が残されている。

なお、ロシアの歴史学者も日露戦争後の朝鮮問題をめぐる日露交渉に関心を持っていた。ベストウージェフ(И.В. Бестужев)、クタコフ(Л.Н. Кутаков)とグリゴルツェーヴィチ(С.С. Григорцевич)は日露戦争後のロシア外交方針と日露・国際関係の研究において朝鮮問題に若干触れたが⁽⁶⁾、マリノフ(В.А. Маринов)は初めて本格的に朝鮮問題をめぐる日露交渉の研究に取り組み、認可状問題などを指摘した⁽⁷⁾。その後、ボリス・パク(Б.Д. Пак)とパク・チョン・ヒョ(Пак Чон Хё)は、それぞれ初期時代から朝鮮併合まで日露戦争前後におけるロシアの対韓政策を分析した⁽⁸⁾。

これらの研究は、一次史料を大幅に利用した重要な書籍であるが、そのほとんどは朝鮮問題を極めて広い枠組みでとらえていて、キーポイントとなった1905—1907年における本問題に関する日露交渉の複雑な過程を十分に明らかにしていない。また、ロシアと日本・韓国の研究者はお互いの史料を使うことはほとんどなく、当該時期の朝鮮問題を日本とロシアの史料に基づいて詳細に再検討する必要があるであろう。筆者は、先行研究を踏まえて、ロシア側と日本側及び和訳された韓国側の史料を比較考量し、さらに事実関係を明確にしたいと考える。

日露戦争の最も重要な理由の一つであった朝鮮問題は、日露戦争終焉と講和条約調印の後でも日露関係においてその緊急性を失わなかった。ポーツマス条約第二条に、

「露西亜帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス」⁽⁹⁾

と記載されたが、日露関係が正常化しておらず、両国関係発展の見通しは不透明であった。そのような状態で、ロシア帝国政府は韓国から完全には手を引かず、朝鮮問題を日本に対する圧力的手段として使おうとした。この結果、朝鮮半島をめぐる諸問題は日露間の激しい論争の対象となった。

6 *Бестужев И.В.* Борьба в России по вопросам внешней политики 1906-1910. М., 1961; *Кутаков Л.Н.* Портсмутский мирный договор (Из истории отношений Японии с Россией и СССР. 1905-1945 гг.). М., 1961; *Григорцевич С.С.* Дальневосточная политика империалистических держав в 1906-1917 гг. Томск, 1965.

7 *Маринов В.А.* Россия и Япония перед первой мировой войной (1905-1914 гг.). М., 1974.

8 *Пак Б.Д.* Россия и Корея. М., 2004; *Пак Чон Хё.* Корея во внешней политике России и русско-японская война (1897-1907 гг.): дис. ... докт. ист. наук. М., 1995.

9 ポーツマス講和条約第二条 // 『日本外交文書』37・38巻別冊「日露戦争」V、535頁。

日露戦争直後、日本は韓国への全面的支配の仕上げに熱中していた⁽¹⁰⁾。その過程で日本政府・政治エリートは極めて強硬な立場をとった。軍部も、穏健派の伊藤博文枢密院議長や西園寺公望政友会総裁（後に首相）らも朝鮮問題を重視して、朝鮮半島における日本の影響力を封じ込めようとするロシアの試みに対して非常に敏感であった。ここで、朝鮮問題は日露戦後処理の主要問題であり、それを解決せずに日露関係を正常化することは不可能であった。

1. 朝鮮問題処理の準備とロシア政府の立場

周知のように、日本政府は日露戦争終焉以前から朝鮮問題の解決に積極的に取り組んだ。1905年4月8日の閣議で韓国保護権確立計画が決議され、

「韓国ノ対外関係ハ全然帝國ニ於テ之ヲ担任シ」、「韓国ニ駐劄官ヲ置キ該國施政ノ監督〔中略〕ニ任セシムル」

という項目を骨子とする保護条約を韓国政府と締結する方針が決定された⁽¹¹⁾。同月10日、明治天皇はこの閣議決定を裁決した。

新日韓条約の締結には列強の承認が不可欠であったが故、日本政府は列国の合意を取り付けるための工作に着手し、同盟国のイギリスと日露戦争の時に親日的であったアメリカ政府との間で、今後の対韓政策について意見交換をした。

ルーズベルト(Theodore Roosevelt)米大統領は以前から日本が韓国に影響力を行使することを容認しており、日韓関係を「アメリカとキューバの関係」のようにみなし、「私は、日本が韓国を手にするのを見たい」とも発言した⁽¹²⁾。旅順降伏直後1905年1月25日、高平駐米公使はルーズベルト大統領に対する「平和克復後に於ける満韓、旅順に関する我政府の意思並びに希望」を申し入れた際に

「韓国ヲ以テ全然日本ノ勢力圏内ニ置キ該國國運ノ保護監督竝ニ指導ヲ完全ニ帝國ノ掌中ニ収ムルヲ必要ナリト信ス」⁽¹³⁾

と述べたところ、ルーズベルトは「日本政府ノ意見タル全然大統領ノ意見ト一致スル旨ヲ述ヘタ」⁽¹⁴⁾。そして、1905年7月27日タフト(William Taft)陸軍長官は訪日の際に桂首相との会談で日米秘密協定を調印した。その項目では、日本政府はアメリカのフィリピン支配を認め、それに対して合衆国政府は韓国における日本の特権を承諾して、朝鮮半島への日本の経済・政治・軍事的拡張を妨害しないと約束した⁽¹⁵⁾。

10 吉村道男『日本とロシア：日露戦後から革命まで』日本経済評論社、1991年、11頁。

11 韓国保護権確立の件 // 『日本外交文書』38巻1冊、519-520頁。

12 高大勝『伊藤博文と朝鮮』136-137頁。

13 外務省編『日本外交年表並主要文書』原書房、上巻、1965年、232頁。

14 日本外交文書37・38巻別冊「日露戦争」V、217-219頁。

15 『日本外交年表並主要文書』上巻、239-240頁。

また、イギリス政府との間では、韓国の独立を前提とした日英同盟協約の項目を改訂する必要性が浮上した。そこで、日本政府はイギリスと「意見交換」を開始した。数ヶ月続いた交渉の結果、日本は新たな対韓政策に関する英国の同意を取り付け⁽¹⁶⁾、日露戦争終焉の直前 8 月 12 日に第二回日英同盟協約が調印され、これによって

「日本國ハ韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不利顯國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ為正当且必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ權利ヲ承認」

することが決定された⁽¹⁷⁾。その後、8 月 10 日ポーツマス講和会議が開催された。ここでロシア側は、日本側にとって絶対的必要条件であった朝鮮半島における「自由処分」に対して最初から基本的に「何等ノ異議ヲ存セス」とし、「日本國ハ韓國ニ於テ政治上、軍事上並經濟上優越ナル利益ヲ有スルコトヲ承認」した⁽¹⁸⁾。

しかし、その「承認」はむしろ形式的なものであった。国内において広がりを見せた革命を憂慮したロシア政府は早急和平を望み、朝鮮半島における日本の特別利権を何らかの形で承認しないと和平成立が不可能だと判断したが、朝鮮問題の実際の解決は講和を結んだ後のことだと考えていた。ロシア側のヴィツテ (С.Ю. Витте) 全権代表は後に、朝鮮問題は他の列強の利権に関わる国際的問題なので、講和会議中に「大ざっぱに」しか討論されなかったと、特別審議会 (Особое совещание) で述べた⁽¹⁹⁾。講和条約成文に韓国独立の不可侵に関する言及を挿入できなかったロシアは、韓国の「主権ヲ侵害スヘキモノハ、韓国政府ト同意ノ上、之ヲ執ルヘキコトヲ茲ニ声明ス」という項目を会議録に記載することに成功し⁽²⁰⁾、韓国における日本の「卓然ナル利益」を認めながら、朝鮮半島から完全に手を引いたわけではないとする立場を保持した。

講和条約締結直後、日本は韓国における支配権の確立に積極的に着手した。駐韓日本公使の圧力により韓国政府に雇われて勤務していたイギリス人やアメリカ人などの外国人は解雇され、彼らの代わりに日本人の顧問が就くようになった。また、日本による鉄道建設と第一銀行の経済的進出が促進され⁽²¹⁾、韓国在住の日本人人口も増えていった⁽²²⁾。更に、駐韓日本軍も急激に増員された。それらによって、反日運動が次第に拡大する傾向を見せ、朝鮮半島における緊張は高まっていった。

1905 年 10 月 5 日、林権助駐韓日本公使は朴齋純^{パクジェスン}韓国外相に第二回日英同盟協約が締結

16 交渉の過程については林在英公使の「第二回日英同盟協約締結交渉顛末報告の件」を参照。『日本外交文書』38 卷 1 冊、73-96 頁。

17 第二回日英同盟協約正文 // 『日本外交文書』38 卷 1 冊、62 頁。

18 講和談判筆記第二回本会議 // 『日本外交文書』37・38 卷別冊「日露戦争」V、404-413 頁。

19 Российский государственный военно-исторический архив (РГВИА), ф. 2000 [Главное Управление Генерального Штаба], оп. 1, д. 6618, л. 165.

20 海野福寿編・解『外交史料：韓国併合』(上)三進社、2003 年、277 頁。

21 詳しくは高秉雲『近代朝鮮経済史の研究』雄山閣出版、1978 年；海野福寿『日本の歴史 18 日清・日露戦争』集英社、1992 年、229-232 頁等を参照。

22 1905 年 11 月 07 日、在天津ロシア領事はサンクト・ペテルブルグへの報告書に、朝鮮半島の日本人人口は 5 万人に達し、増える一方だと指摘した Архив внешней политики Российской империи (АВПРИ), ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 33.

されたことを通知した。これに対し、韓国政府と国民は激怒した。10月17日、朴齋純外相は駐韓英国公使と駐韓日本臨時代理公使と会談し、日英新協約は英韓条約(韓英修好通商条約、1883)と日韓条約(日韓定義書、1904)に「矛盾すると称して」抗議を申し入れた。ところが、ジョーダン公使と秋原守一臨時代理公使は直ちに協議し、「何等の措置を採らずして無視する」ことにした⁽²³⁾。

しかし、韓国政府は日英の密接関係を十分に理解し、日本が日露戦争後に韓国の独立を奪い取るだろうと察知し、日露講和締結以前から抵抗策をとることを決めていた。1905年9月17日、講和条約の内容が伝わるとすぐに、日露戦争開始直後まで駐韓ロシア公使を務めていたパーヴロフ(A.И. Павлов)四等官が上海からロシア外務省へ秘密電報を送り、そこで彼は、韓国の有力な高官であった親露派の李容翊⁽²⁴⁾から受け取った、高宗^{ゴジョン}韓国皇帝が書いたと思われるニコライ2世宛の親書の内容を掲載した⁽²⁵⁾。高宗がロシア皇帝に対して協力を求めた親書はポーツマス講和会議終結の前に書かれたようだが、講和条約が既に調印された状況では、李容翊が求めたニコライ2世との謁見は無意味になり、ロシア政府はこの要望を受け入れることは「極めて好ましくない」と判断し、その旨を高宗の密使に伝えた⁽²⁶⁾。

韓国政府は、日本の圧力を阻止するために他の列強にも訴えた。在天津ロシア領事の報告によると、在ソウル日本公使が韓国皇帝にポーツマス講和条約の内容を知らせると、高宗皇帝は「直ちに朴齋純外相を在ソウル諸外国外交官に送り出した」。韓国外相は、諸国の外交官に後援を求めると同時に、「日本の保護統治は韓国における外国人の権利も侵害する」と指摘したが、「比較的好ましい返事」はアメリカと中国の公使からしかもらえなかった。予想通り、イギリス公使は日英同盟条約を理由にして質問をはぐらかした。フランス代表は「韓国の独立は終わった、フランス公使館はやがて召還されるだろうと率直に所信を述べた」⁽²⁷⁾。同報告には、韓国皇帝はロシア代表がソウルに帰任することに「大きな期待」をかけていると指摘されていた。

しかし、列強の代表らへの呼び掛けは無駄であった。既述したように、イギリスとアメリカは韓国における日本の支配権を完全に承認していたどころか、その政策を後押ししていた⁽²⁸⁾。朝鮮半島において特別な利益を持っていなかったドイツは、日本との協議に入

23 海野『韓国併合』149-150頁。

24 李容翊(1854-1907)は、高宗皇帝の側近の筆頭格として知られた代表的な排日論者。内蔵院卿、度支部大臣、軍部大臣などを歴任した。彼の政治・外交活動については広瀬貞三「李容翊の政治活動(1904年～07年)について：その外交活動を中心に」『朝鮮史研究会論文集』第25号、1988年、83-109頁を参照。

25 親書の中で高宗は「ロシアが常に韓国の独立を支持してきたことは、全世界の周知の事実であります。今講和条約締結を目前に控えて、我が国の国情は陛下の強力な御愛顧でしか助けられないと深く確信しております。この難局にあたり、陛下の御愛顧により独立が維持されるであろうという期待を持ち、陛下(の後援)に訴える決意をいたしました」と述べたという。АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 20.

26 同上。

27 同上、p. 33.

28 日韓保護条約締結直前、1905年11月8日にルーズベルト米大統領はワシントン駐在の高平公使と会談し、日本による韓国の保護化を後押ししていた。高平公使は桂首相に宛てた電信第299号で、「大統領は帝國政府の対韓国態度に満足を表し、かつ、在韓公使の撤退を希望するや否やと質問した。この点に関して、米政府はいかやうとも日本の都合にかなう措置をとると語った」と指摘している。高大勝『伊藤博文と朝鮮』136-137頁。

るつもりは全くなかった。中国には日本による朝鮮半島への進出を阻止する力が無かったことは言うまでもない。

諸外国の外交官の反応がそのまま当該国の政府の立場を表していたわけではなかった。例えば、フランス公使は韓国外相に対してもっとも親日的な発言をしたが、その後の露仏間の外交文通によると、フランス政府は直ちに公使を召還せず、保護条約調印式の件や今後の対韓政策について検討していた⁽²⁹⁾。

韓国に公式代表さえ持っていなかったロシアは朝鮮問題において積極的な立場をとれず、日本による韓国への極めて強い圧力に対して実際に対抗する力はなかった。韓国皇帝と上層部の親露派が求めたロシア政府の支援も不可能であった。

しかしながら、ロシアは韓国への政治的影響を形式的に廃棄したにもかかわらず、朝鮮半島における状況を注意深く見つめていた。1905年9月21日（西暦10月4日）、サンクト・ペテルブルグでポーツマス条約をテーマにした特別審議会が開かれた際に、朝鮮問題も活発に討議された。軍部は、ロシア極東における軍事施策と軍隊人員の決定のために朝鮮半島における日本の計画を知る必要があると考え、この問題を提起した。結果的に、韓国の北部における日本軍の規模などが不明のため、沿海州に「なるべく多くの軍隊」を置くことを決定した⁽³⁰⁾。これにもかかわらず、ロシア極東におけるロシア軍の増員や軍事力の強化についての決定はほとんど実行されなかったのである⁽³¹⁾。

ロシア首脳部は韓国の主権問題を重視して、韓国の独立が形式的に維持されたことを利用し、朝鮮半島の情勢にもっと積極的に働きかけることができると考えた。同審議会でヴィッテは、ポーツマス条約は韓国の独立を破棄していないと主張し、国際的意義を持った朝鮮問題について列国の構想、特にアメリカの企図について問い合わせる必要があると結論した⁽³²⁾。ところが、既述したように朝鮮問題に関するアメリカなど列強の立場は基本的に定まっていた。

韓国の国際的孤立はロシアにとって極めて望ましくないものだった。そのため、ロシア外務省はそれを阻止しようとし、特に1906年開催予定（実際には1907年開催）の第二回ハーグ万国平和会議に期待をかけた。在北京ロシア公使への秘密電報によると、1905年10月ロシア政府は「韓国の主権が不動であることを承認して」、韓国代表をハーグ会議に招待し、会議中に朝鮮問題を取り上げる方針を明らかにした⁽³³⁾。このように、ロシアは当時としては最大の国際会議でこの問題を通して日本に対し圧力をかけようとしていた。

2. 第二次日韓条約（乙巳保護条約）の調印に関する史料の比較分析

以上のような状況の中で、日本は韓国の保護統治化を促進することにした。1905年10

29 1905年11月、ロシア外務省が数回にわたって保護条約についてフランス政府に問い合わせたところ、駐韓仏公使を変える或いは召還する予定はないという返事が届いた。АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, лл. 44-45.

30 РГВИА, ф. 2000, оп. 1, д. 6618, л. 165.

31 Григорьевич. Дальневосточная политика. С. 122.

32 РГВИА, ф. 2000, оп. 1, д. 6618, л. 165.

33 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 32.

月27日、日本政府は同年4月8日の「韓国に於ける保護統治の設置に関する」決議を実施することを閣議決定し、同日明治天皇はそれを裁可した。これに基づき、日本外務省は第二次日韓条約の原案を作成した⁽³⁴⁾。この条約の主な内容は、韓国を国際法上の主体から除外し、日本は韓国の外交権を独占してそれを自国外務省経由で行うことや、駐韓日本公使に代わって韓国統監が任命され、韓国の内外政を監督する、というものであった。高宗皇帝らにこの条約を調印させるために伊藤博文が特派大使として渡韓した。伊藤は枢密院議長であった上に、日韓議定書調印後に同じく特派大使として訪韓して高宗皇帝に面会したことがあり、この特別かつ微妙な任務に最適の人物であった。

伊藤は11月9日の晩ソウルに到着し、翌日10日に高宗皇帝に謁見し、明治天皇の親書を奉呈した。しかし、当日は具体的な話まで進まず、高宗は病気を理由にして日本特使との再見を15日まで延期した⁽³⁵⁾。11月15日になって、第二次日韓条約(乙巳保護条約)締結をめぐる本格的な交渉が始まった。

この交渉過程は日本の歴史学で非常に詳細に研究されてきたし、韓国の研究者も当該問題に対して常に関心を持っていた⁽³⁶⁾。しかし、ロシア側の史料に基づいておらず、ロシア政府が本件についてどのような情報を把握していたのか明瞭ではない。そこで、改めて少し説明を加えつつ、ロシア側の史料と日本側及び和訳された韓国側の史料との比較分析をしたい。

ロシア帝国外交史料館(АВПРИ)には本条約締結に関する報告書がいくつか保管されており、その中にはパーヴロフ元駐韓公使の11月24日付の秘密電報もある。パーヴロフは日露開戦以来上海に移動したが、韓国との繋がりが強かったため、1904年4月にロシア政府が組織した上海諜報網の先頭に立ち、日本や韓国に関する情報の収集に当たっており、戦時中と戦後においてロシア軍部・首脳部にとって極めて重要な情報源であった⁽³⁷⁾。

パーヴロフの報告書には次のようにある。

「11月14日から、伊藤侯・林[公使]と韓国の閣僚との予備交渉が行われたが、その際、皇宮は日本軍に囲まれていた。多数の歩兵や騎兵、砲兵の部隊が昼も夜もソウルの全ての通りをねり歩いていた。[中略]17日、[閣僚の]大部分の拒絶によって結果(調印)が得られなかったとき、午後4時になって、林は日本公使館員を伴って、閣僚全員が集合する皇宮に向かった。午後8時、何の成果も挙げなかった林はそれについて伊藤に報告し、後者は[駐韓日本軍司令官]

34 外務省編『小村外交史』原書房、1966年、719頁。

35 『日本外交文書』38巻1冊、483-485頁。

36 『日本外交文書』(特に38巻1冊)をはじめ、朝鮮総督府編『朝鮮ノ保護及併合』龍溪書舎復刻版、1995年；市川正明編『日韓外交史料』第8巻(保護及併合)、1980年；海野福寿編・解『外交史料：韓国併合』(上下)、2003年などで一次資料も公開されており、林権助(岩井尊人編)『わが七十年を語る』第一書房、1935年；春畝公追頌会編『伊藤博文伝』(下巻)原書房、1970年；F.A. McKenzie, *The Tragedy of Korea* (London: Hodder and Stoughton, 1908)等の戦前期の書籍もあり、旗田編『朝鮮の近代史と日本』；海野『日韓協約と韓国併合』；原田環『第二次日韓協約調印と大韓帝国皇帝高宗』『青丘学術論集』第24集、2004年；康『1905年韓国保護条約』、等の現代研究も多い。

37 1905年11月6日、駐韓東ロシア軍参謀総長であったハルケーヴィチ(В.И. Харкевич)中將は参謀本部本庁長官に宛て、戦時中に「日本についての最も重要且確実な情報を与えたのは上海駐在のパーヴロフ[元]公使と北京駐在のダヴィドフ(Л.Ф. Давыдов)五等官」であったと指摘した。РГВИА, ф. 2000, оп. 1, д. 6549, л. 145.

長谷川大将と日本兵、憲兵、警察の部隊と一緒に皇宮に入った。夜中、日本人は極端な手段に訴え、公式の印鑑 («официальная печать»= 国璽のこと) を〔中略〕力によって奪い取るために、朴齋純外相の自宅に憲兵の部隊を送った。夜中1時までには印鑑は日本の役人によって皇宮に持ち込まれた。〔しかし〕朴齋純に、条約案に印鑑を押させる試みが効を奏しなかったので、…日本人はそれを自分〔の手〕で行い、その後、伊藤は皇帝と閣僚に対して保護統治協定は成立したと宣言した⁽³⁸⁾。(強調は引用者による)

この文書には、高宗皇帝は条約に自己の印鑑を押して批准することを拒絶し、条約を確定するより自分の命が奪われた方がよいと声明したというくだりがある。最後にパーヴロフは「皇帝の奥の部屋には昼も夜も日本の憲兵と警察が配備されているため、結局皇帝は〔圧力に〕たえず印鑑を押すことに同意する恐れがある」と結論づけた。

さらに、外交史料館には別の文書もある。これは暗号文で署名はなく、李範普^{イボムジョン}駐露韓国公使から入った情報に基づいて作られたものである。そこでロシア外務省の担当者は、海外のロシア大使館と公使館宛に次のように書き送っていた。

「韓国皇帝はサンクト・ペテルブルグ駐在の代表（公使）を通して、韓国の保護統治の獲得のために日本人が〔高宗〕に対して犯したけしからぬ暴力について〔ロシア政府に〕知らせてきた。

〔中略〕夜、林在ソウル日本公使、長谷川大将と伊藤侯爵は、武力をもって皇宮に入り、保護条約に署名するよう要求した。皇帝がそれを断ったとき、上記の人々が皇帝の私屋に乱入して皇帝の印鑑を奪った⁽³⁹⁾。

同文書には、条約に署名するよう迫る日本側に対して、高宗皇帝が「拒否し続けている」という記述もあった。

また、ロシア軍事歴史資料館で、韓国の研究者パク・チョン・ヒョは条約締結に関する重要な史料を発見し、発表した⁽⁴⁰⁾。

さらに、上記の史料以外にも、中国駐在公使ポコティロフ (Д.Д. Покотилов) や駐日臨時公使コザコフ (Г.А. Козаков) の秘密電報、在ソウル総領事プランソン (Г.А. Плансон) の

38 パーヴロフ元公使の報告書。АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 37.

39 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 46.

40 この史料によると、高宗は、保護条約の受入は「韓国の壊滅に等しい」と言明し、自分は「必要であれば、国のため死んだ方がよい」と断言し、最後まで抵抗したとされている。大臣らは、17日まで伊藤特使及び林公使の前で3回にわたって反対の立場を明らかにした。その後、伊藤と長谷川司令官は日本兵や憲兵を伴って会議室に入り、高宗に謁見を要請したが、皇帝は、「閣僚と議論するように」と伊藤に伝えた。伊藤は大臣らに対して再び条約案を検討するように要求したところ、韓圭高^{クイゴ}参政、李夏榮^{ハヤ}法部大臣、閔泳綺^{ミンヨンギ}蔵相と朴齋純外相は改めて反対の意を示したが、外相は「若干の修正を加えれば条約を受け入れることができる」と付け加えた。伊藤は直ちに条約に修正を記入し、他の大臣にも賛成するよう求めた。韓圭高参政は報告をしに高宗の部屋へ向かったが、途中で日本公使館の萩原書記官と日本兵によって拘束され、図書室の近くの部屋へ連れ込まれた。そこで強く脅かされたが、条約に署名することを拒絶した。激怒した伊藤は韓圭高を「背信者」と名付け、部屋に封じ込め続けるように命令し、国璽を奪うために韓国外務省に日本の役人と兵隊を送り、その後自ら国璽をもって条約の文章に押印した、と書いてある。Пак Чон Хё. Корея во внешней политике. С. 463-466.

詳細な報告書⁽⁴¹⁾などの史料がロシアの資料館に所蔵されているが、その内容は大筋で以上に記述してきたものと類似している。

以上をまとめると、ロシア側史料によれば、第二次日韓条約（乙巳保護条約）の締結過程は以下のものであった。

11月17日までの「予備交渉⁽⁴²⁾」において、高宗皇帝は条約案を拒絶し続け、韓国閣僚も否認する立場を崩さなかった。日本側はさらに圧力をかけたが、望ましい結果は得られなかった。そのため、17日になると強圧な行動をとり、武力をもって皇宮に入り、威嚇などのあらゆる手段を使い、韓国の閣僚に対して強い圧迫を加えた。それにもかかわらず、首相を含む主要大臣は条約締結を拒否し続けた。しかし、外相は立場を後退させ、条件付きで条約に賛成する意を表した。日本側は更に、他の大臣にも賛成するよう迫った。それでも首相ら何人かはあくまで署名を拒絶し、参政が調印を阻止しようと試みた。激怒した日本代表は直ちに暴力で彼を抑え、憲兵を使って国璽を奪い取り、それを条約に押印した。一つの史料は、国璽を押したのは伊藤博文であったと記している。

ロシア側の史料を日本側と韓国側の史料と比較してみると、次のように言える。

まず、日本軍がソウル市中を示威行進したことについてであるが、ほとんどの研究者は、日本軍隊や憲兵が慶雲宮^{キョウウンゴン}(皇宮)も含めて全市にて大幅な「演習」に取り組んだのは11月17日であったと指摘している⁽⁴³⁾。しかし、パーヴロフの報告書には「14日から」と書いている。恐らく、「予備交渉」が始まってから日本軍は普段以上に存在感を示していたが、一段と積極的な行動に出たのは17日からだったと思われる。

次に、大臣らの対抗であるが、彼らのほとんどは保護条約に反対し、日本代表の態度が激化した17日午後まで条約を拒否する立場を保持したものと思われる。しかし、保護条約の研究において日本の歴史学者が基本資料として使う公式記録「韓国特派大使伊藤博文復命書」には以下のように記述されている。

「〔11月17日〕午前11時ヲ以テ韓参政始メ各大臣ト公使館ニ會シ協約案ニ對スル大體ノ意見ヲ確メタルニ各大臣共ニ其大體ニ於テ異議ナキ旨ヲ言明セラレタルモ事重大ナルカ故ニ君臣間最後ノ議ヲ一決スルコト必要ナリト主張セラレタル結果相携ヘテ宮中ニ進ミタリ」⁽⁴⁴⁾。(強調は引用者による)

ところが、復命書の別のところにも、他の日本、韓国とロシアの史料にも指摘されているように、韓圭高参政は明らかにあくまで条約に反対していたし、また、彼の他に、最後まで調印を拒否する大臣もいた⁽⁴⁵⁾。これは、上の記述と矛盾している。韓圭高参政らが

41 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, лл. 108, 247-248 等。

42 恐らく、この言葉は11月15・16日の伊藤と高宗の謁見、林公使と朴齋純外相の会談、17日の御前会議までの日本代表らと韓国閣僚の会談を指している。

43 梶村秀樹「保護条約と朝鮮民族」旗田編『朝鮮の近代史と日本』28頁；海野『韓国併合』159頁等。

44 『日本外交文書』38巻1冊、503頁。

45 最終的に、8人大臣の中に条約に賛成したのは3人だけ、明確に反対したのは2人であったが、残り3人はただ伊藤によって一方的に「反対ではない」(=賛成)と見なされた。海野編・解『外交史料：韓国併合』上、281頁。

「最後ノ議ヲ一決スルコト必要」と「主張」したとは考えられないし、「各大臣」は条約案に対して「大體ニ於テ異議」なかったとしたら、後に日本側は、武力をもって慶雲宮において示威行動を行いながら、威嚇のような手段を使う必要もなかったであろう。韓国側の史料「五大臣上疏文」には17日午前中の会談について、「臣等は万端力拒し、終始従わなかったが、已むを得ず」宮中に向かわざるを得なかった、と書かれている⁽⁴⁶⁾。

さらに、17日午後4時以降のできごとが興味深い。日本側の史料によると、4時に開かれた御前会議では「主トシテ韓参政及外部大臣ノ二人強固ナル異議ヲ唱エ他大臣中ニハ賛成ノ意見アリタルニ拘ハラズ強ク主張セラレザリシ由」であった⁽⁴⁷⁾。日本側から威嚇を受け、反対の意を表せなくなった大臣もいたのであろう。また、日本との繋がりが深く、当初から条約締結に反対しなかった大臣もいたに違いない⁽⁴⁸⁾。しかしながら、もし条約に反対していたのが韓参政と朴外相だけであつたら、彼らは伊藤や林、日本兵や憲兵を前にして、二人だけで調印を拒否し続けることはできなかったであろう。つまり、大方の大臣は抵抗し続ける状況で韓圭高と朴齋純は彼ら以上に反対の意向を示したものと思われる。

この結果、大臣の一部は戒厳状態で極めて強い圧力にたえられず、反対の立場を保持できなくなり、「若干の修正」をつけて条約に賛成するようになったのであろう。パク・チョン・ヒョが引用する史料では朴齋純のみ取り上げられているが、彼の他にも態度を緩めた大臣がいたのではあるまいか。

日本と韓国の研究者は、この「交渉」の最後段階で伊藤が各大臣に対して、条約には賛成か反対かを問い、その返事を一方的に解釈したと書いている⁽⁴⁹⁾。場合によっては、沈黙も「可」というように決め付けたようである⁽⁵⁰⁾。具体的に、どの大臣が何を言ったのか、若しくは何も言わなかったのか、という議論では若干の余地は残るが、パーヴロフの報告書に書いてあるように、閣僚全員が最後まで条約を拒否してきたことはなかったであろう。結果的に、御前会議に出席した大臣8人の中で韓圭高参政と閔泳綺度支相が明確に反対したが、伊藤は、賛成の意を表した李完用学相、李址鎔内相と権重顕農商工相に加えて、朴齋純外相、李夏榮法相と李根沢軍相の発言も「賛成」に等しいと一方的に判断し、条約はいわゆる「大多数」で採決されたと言明した⁽⁵¹⁾。後に、最後まで明確に「否」を言い続けることができなかった閣僚は、条約にはっきりと賛成した大臣とともに、韓国国民によって「売国奴」や「乙巳五賊」などと汚名付けられるようになった。

より重要な問題は国璽⁽⁵²⁾に関するものである。

日本代表は韓国の国璽が特別に保管されていることを知っており、それを入手する工作を前もって画策していた。当時駐韓日本公使であった林権助の回想録によると、彼は伊藤

46 康『1905年韓国保護条約』116-117頁。

47 『日本外交文書』38巻1冊、535頁。

48 例えば、調印当時に内部大臣であった李址鎔は、日韓議定書の直前に日本政府から「運動費」として1万円を受けた記録がある。康『1905年韓国保護条約』90頁。

49 この事実については海野福寿や康成銀などのほとんどの研究者が書いている。

50 梶村秀樹は朝鮮総督府『朝鮮の保護及び合併』を引用し、朴外相は何回か伊藤に聞かれたが、最後に「黙して答えず、そこで〔伊藤〕大使は、これを可と認めた」。梶村「保護条約と朝鮮民族」29頁。

51 日韓新協約調印始末 // 『日本外交文書』38巻1冊、503-507頁。

52 ある研究において、「国璽」の代わりに「邸璽」や「外相職印」という単語が使われている。

博文に国璽についてこう語った。

「国の印形といふのは非常に大切にしているものと見えて、宮内大臣と雖も自ら持つてゐません。別に国璽を預つてゐる責任の司が居ります。それで、わたしは外務省に早朝から人をやつて、その国璽保持官を見張つてゐねばなりません」⁽⁵³⁾。

11月28日には、林は桂臨時兼任外務大臣宛の電報において、最終的に朴斎純外相が国璽を届けるように「數回電話ヲ掛ケタルモ印章ノ保管者タル秘書課長不在ノ為印章ハ二時間餘後レテ初メテ保管者ニヨリ宮中ニ持チ来ラレタリ」と主張している⁽⁵⁴⁾。

当該問題の研究者の間でよく知られているのは、11月23日の『チャイナ・ガゼット』(China Gazette)に京城発として掲載された電報である。それによると、

「本月十七日日本公使等ハ保護条約ニ調印セシムル為メ宮中ニ伺候セルモ皇帝始メ内閣員ハ極力之ニ反抗シ調印ヲ拒ムヨリ午後八時伊藤侯爵ハ林公使ノ請ニヨリ長谷川大将ト共ニ日本兵及巡查ノ一隊ヲ率ヒ宮中ニ赴キタルモ尚ホ成功ノ望ナク遂ニ憲兵隊ヲ外務大臣官邸ニ派シ翌十八日午前一時外交官補沼野ハ其官印ヲ奪ヒ宮中ニ歸リ粉擾ノ末同一時半日本全權等ハ擯ニ之ヲ取極書ニ押捺シ其調印済トナリタルコトヲ内閣員ニ宣言セリ」⁽⁵⁵⁾という。

即ち、韓国の国璽は日本憲兵隊や外交官補沼野によって奪われて、更に条約に国璽を押印したのは日本側であったというのである。

しかし、これによって事実が確定したわけではない。『チャイナ・ガゼット』はロシア政府から補助金をもらっていた⁽⁵⁶⁾。最近公開されたロシア側の史料によると、社主兼編集長のヘンリー・オ・シア(Henry O'Shea)は上海駐在のパーヴロフとつながりを持ち、1904年6月から1907年末までロシア政府から月々2500～3000メキシコ・ドルを支給されていた⁽⁵⁷⁾。

極東に配置されたロシア諜報網との関係があり、ロシア政府から補助金ももらっていたこの『チャイナ・ガゼット』は、プロパガンダ目的でロシア政府が指示した情報を掲載した可能性もなくなるのである。しかし、前掲のパーヴロフの秘密報告書には、日本人が国璽を奪ったとあるだけで、同紙のように、奪った張本人を特定していなかった。もしその名前がわかっていたら、元公使はロシア政府に報告したに違いない。恐らく、『チャイナ・

53 林権助『わが七十年を語る』224頁。

54 『日本外交文書』38巻1冊、556-557頁。

55 同上、550-551頁。

56 駐日ロシア公使館付海軍武官ヴォスクレセンスキー(A.H. Воскресенский)中尉は1906年10月12日の報告書に極東の新聞について以下の情報を掲載した。Japan Weekly Mail、Japan Weekly TimesとNorth China Herald(上海発行)は日本政府より補助金をもらっていて、China Gazette(上海発行)はロシア政府から補助金をもらっているという。また、海軍武官はKorean Daily Mail(ソウル発行)についても言及し、この新聞も確実ではないが、ロシア政府から補助金をもらっているのではないかと推測した。Российский государственный архив военно-морского флота (РГА ВМФ), ф. 418 [Морской Генеральный штаб], оп. 1, д. 4443, лл. 83-76。

57 ところで、日露戦争の前には、彼は日本政府から年間12000米ドルをもらっていて、編集委員会に日本人数人を雇っていた。Павлов Д. Китай, 1904-1905: русско-японское идейно-пропагандистское противостояние // Acta Slavica Iaponica. 2005. № 22. С. 62-65。

ガゼット』は保護条約締結に関する情報をロシア政府からもらったわけではなく、別の情報源を持っていたのである。林公使の推測では、それに関わったのは『コリア・デイリー・ニュース』(Korea Daily News)を編集していたイギリス人ベセル(Ernest T. Bethell)であった⁽⁵⁸⁾。林の疑惑の根拠は不明だが、日本政府の対韓政策に反対していたこのジャーナリストは、韓国政府の排日派と関わりがあったと考えられる。

この説に関連して康成銀は、「日本軍の護衛の下で公使館通訳前間、外部補佐員沼野が外部[省]に行き、スチーブンスから印章を受け取り、王宮前で待機していた公使館書記官国分象太郎に渡した」という韓国側資料の『大韓李年史』を引用している⁽⁵⁹⁾。親日家として知られたアメリカ人スチーブンス(Durham W. Stevens)は韓国外部省顧問であり、外部省に自由に入出りできた。日本の研究者は、「スチーブンスとその秘書兼通訳であった沼野安太郎外交官補が、林の指示により、外相職印が秘匿され調印不能となることを恐れ、職印を持ち出した可能性を否定できない」と言っている⁽⁶⁰⁾。ロシア、日本及び和訳された韓国側の史料を総合的に分析してみると、韓国の国璽が奪われた可能性は十分に高いと思われる。

最後に、高宗皇帝の立場であるが、近年の日本側の研究は、高宗は外交権を日本に移譲することに反対であったが、日本側の協約案の「拒否を避け、案文修正をもって「協商妥弁」を求め⁽⁶¹⁾」、結果的に自ら保護条約を「調印する方向に韓国政府の大臣たちを動かし」、「韓国内部で締約推進のリーダーシップを發揮し」、締結に「主体的に関わっていた⁽⁶²⁾」、と述べている。このような解釈に対して康成銀は、これらの研究が根拠にした「五大臣上疏文」は「事実を歪曲した可能性がある」と指摘し、関連資料の「農工商部大臣権重顕疏」などを分析することによって、第二次日韓条約は「皇帝の裁可を経ずに調印された」と主張している⁽⁶³⁾。

この点に関して、ロシアの史料では、高宗は日本が要求した署名捺印、即ち条約批准を拒否したと解している。また、日本の研究者は、第二次日韓条約は批准を必要としないものであると主張しているが⁽⁶⁴⁾、ロシア側の史料によると、伊藤博文や林権助らは韓国皇帝の署名を得ようとして、条約批准を達成させる試みを数回にわたって繰り返したようである⁽⁶⁵⁾。

「韓国特派大使伊藤博文復命書」に指摘されるように、11月15日に高宗は伊藤大使に対してこう述べた。

58 『日本外交文書』38巻1冊、556頁。

59 康『1905年韓国保護条約』125頁。

60 海野福寿『伊藤博文と韓国併合』青木書店、2004年、59頁。

61 海野福寿「第二次日韓条約と五人大臣上疏」『青丘学術論集』第25集、2005年、125頁。

62 原田環「第二次日韓条約調印」144-149頁。

63 康成銀は『五大臣上疏文』以外にも、日本外交文書掲載『韓国特派大使伊藤博文復命書』と草案との違いなどを指摘して、基礎資料の再検討の必要性を訴えている。康『1905年韓国保護条約』94-109頁。

64 海野『韓国併合』164-165頁などを参照。

65 1906年8月28日のバフメーティエフ駐日公使の報告書には、高宗は日本による「何回かの要求にもかかわらず」条約を確定せず、署名もしていないと記載された。なお、ロシア外務省の他の史料によると、高宗は「ハーグ事件」のお詫びとして保護条約を批准するように求められたという言及もある。АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, лл. 247, 275.

「大使ハ林公使ヲシテ外部大臣ニ提出セシメラルルトノ事ナレハ外部大臣ハ公使ト交渉ヲ重ネ其結果ヲ政府ニ提議シ政府ハ其意見ヲ決定シタル上朕ノ裁可ヲ求ムルニ至ルヘシ」。

更に、伊藤はそれに対して「今夜直ニ外部大臣ヲ御召シアリテ林公使ノ提案ニ基キ直ニ協議ヲ纏メ調印ノ運ヒニ取計ウヘキ旨勅令ヲ下サレタシ」と要請したところ、高宗は「兎モ角モ外部大臣ヘハ交渉妥協ノ途ヲ勉ムヘキ旨ヲ達スヘシ」と答えた⁽⁶⁶⁾。

以上のように、高宗は朴齋純外相に日本側と「妥協ノ途ヲ勉ム」ことだけ命令したが、最終的な決断は外相と政府ではなく、自分にあるという考えを示した。しかし、17日の慶雲宮における「交渉」において、結果を予測して個人の責任を避けたかったせい、或いは日本軍に拘束されたような状態に置かれたためなのか、彼は政策の決定過程から排除された。いずれにしても、高宗が最後まで条約批准を拒絶したこと、そして、強制的な「調印式」の後に皇帝らがとった工作からみれば、韓国皇帝が調印された条約に反対していたことは確かだと思われる。

3. 日韓新条約、露韓条約と認可状問題をめぐる日露論争

日韓新条約の主内容はロシアで比較的早く判明した。11月21日の『プラヴィーテリストトヴェンヌイ・ヴェーストニク』(政府広報)紙は次のように書いている。「伊藤侯爵の韓国派遣は完全な成功を遂げた。昨朝〔中略〕条約が調印された」。日本が韓国の外交関係を引き受け、日本の統監が国内政策の取り締まりをするようになる。実際には、「この条約が現状を合法化している」ものである⁽⁶⁷⁾。

ロシア政府は第二次日韓条約の「調印」の詳細について大体承知したが、事件への積極的な介入を控えた。ロシア外務省内には、条約の調印式は極めて微妙な方法で行われたようだが、これに関連する問題を取り上げて望ましい結果は得られないだろうという議論があり、駐仏ネリドフ(A.И. Нелидов)大使は、ロシアの干渉は韓国の「皇帝に対するより大きい暴力を生みかねない」と述べ、最悪の場合には、日本側は、高宗が「完全に姿を消す」といった極端な手段をとりかねない、と警戒していた⁽⁶⁸⁾。実は、ネリドフ駐仏ロシア大使はフランスのルーヴィエ(Maurice Rouvier)外務大臣を通じて、「韓国皇帝に対する暴力」の問題を日本側に提起しようとした。しかし、当時駐仏公使の本野一郎は、予想通りにこの情報を「全くの作り話」と決め付け、「韓国政府との協定は全く正式に行われた」と主張したのである⁽⁶⁹⁾。

ロシア外務省の報告によると、在韓外国人にとって、保護条約締結に早急に成功した日本代表らの行動とその「速さ」は「全く予想外の事」となり、多くの人は、日本側の積極さの「主要な理由」は、ロシアがソウルに外交代表を送ることを恐れたからであったと考えていた⁽⁷⁰⁾。

66 韓国特派大使伊藤博文復命書 // 『日本外交文書』38巻1冊、503頁。

67 Правительственный Вестник. 8 (21) ноября 1905.

68 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 53.

69 同上、л. 56.

70 同上、л. 61.

一方、高宗皇帝と幹部らは保護条約の不当性を世界中に訴え続けた。調印以前に韓国を出国した密使は欧米列強の首脳に高宗の親書を渡したりし、あらゆる機会を利用して日本による植民地化を阻止しようとした。密使の中で、特に重要な活動を行ったのは李容翊であり、彼はロシア上層部の政治家に接触し、ラームズドルフ (В.Н. Ламсдорф) 外相などと会談を行った⁽⁷¹⁾。

これに対して、日本政府は、韓国の外交権を完全に奪い、東京経由にすることによって事態を確定しようとした。そのために、在韓諸外国公使らの召還を求め、諸外国代表の地位を下げるよう各国に要請した。日本政府から日韓新条約の知らせを受けた列国は、次々と駐韓公使を召還して、外交使節のランクを領事のレベルまで引き下げた。

だが、召還決定への流れは、一部の外国公使にとってもかなりの驚きであった。例えば、任命されたばかりのモルガン米国公使は11月25日に「外国外交官はやがて、3-4ヶ月後にソウルから出なければならないだろう」と発言していたが、同日、家に帰ると「公使館のスタッフ全員と一緒に韓国を速やかに出発すべし」⁽⁷²⁾という米政府の訓令を見ることになった。

予想のとおり、最初にソウルを退去したのは米国と英国の公使館だった。ドイツ政府も直ちに在韓公使を召還した⁽⁷³⁾。駐韓中国公使の地位が廃止され、公使に代わって領事が任命された。最後まで迷っていたフランスも結果的に同じ決断をせざるを得なかった。ルーヴィエ首相兼外相は、韓国に公使館を残しているのはフランスのみであると述べて、「恐らく、他のやり方はないだろう」⁽⁷⁴⁾と結論した。以上の経緯を受けた後も、ロシア政府は、1884年の露韓条約に基づいて韓国に総領事と代理公使を任すると決断した。

ロシア外務省は、外交代表問題について事前に問い合わせをしたが、日本政府は列国公使の召還を自ら要求するつもりはないとの方針を示した。小村外務大臣が在北京ポコティロフ公使に述べたように、日本政府は公使館の撤退が諸国の「政府の発意で」⁽⁷⁵⁾行われるとする立場をとったのである。

しかし、ロシア政府が在ソウル総領事と代理公使を任命する意向を日本政府に知らせると、日本外務省の反応は非常に神経質なものであった。1905年12月13日の秘密電報にポコティロフ公使は小村外相の「極めて断固たる」発言を引用している。

「我々は、既にソウルに滞在する外国公使の召還を要求する予定は勿論ないが、日本政府は、新しい外交代表をソウルに入れることに賛成するのは極端に困難である」⁽⁷⁶⁾。

その後、日本政府は、ロシアに在ソウル総領事館のみ設置するという権利を承認したが、極めて強硬な立場をとり、領事任命についての協議は駐日フランス公使経由で行われるべきだと声明し、その理由としては二つの点を指摘した。第一に、韓国は外交権を日本に委

71 詳しくは、広瀬「李容翊の政治活動」92-95頁を参照。

72 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 61.

73 ドイツ公使は病気で召還されたが、彼の代わりに誰も任命されなかったのである。

74 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 56.

75 同上, л. 54.

76 同上, л. 66.

任した。第二に、高宗皇帝は1904年5月5日の法令で露韓条約の全てを廃止した。それによって、ロシア帝国政府は韓国における代表をポーツマス条約に基づいて任命するしかない。講和条約第二条には、ロシア人が朝鮮半島で最恵国の権利を持つという事項が記載されているが、本条約は日露条約であるために韓国に関する諸問題は東京経由で解決すべきだ、というのである⁽⁷⁷⁾。

韓国皇帝の法令についての日本側の理屈は、ロシア外務省内で激しい反発を引き起こした。1906年1月30日、東京に到着したばかりのコザコフ(Г.А. Козаков)代理公使に対する秘密電報案には以下のように指摘された。

「現実として、ロシアと戦争状態になっていない国(韓国)による両国条約の一方的廃止は例がなく、法的にも、論理的にも是認すべきものではない。日本政府がこのような要求を公式にすることは思いもよらない」⁽⁷⁸⁾。

この電報には署名はないが、恐らくラームズドルフ外相が作成したものと見られる。ロシア外務大臣の憤慨には、日本側のあげた理屈の他に、もう一つの理由があった。日本外務省は、ペテルブルグ宛に声明を発表する度に、第二次日韓条約を引用したが、その条約の詳細をロシア政府にまだ知らせていなかったのである。上記の電報には、日本は他の列強には日韓条約内容を知らせたが、ロシア側は「条約の内容をまだ承知してない」⁽⁷⁹⁾と述べられていた。

更に、ロシア首脳部は朝鮮半島における日本軍のプレゼンスに対して不安を抱いた。韓国に公式代表を持っておらず、駐韓日本軍の実態も把握できないペテルブルグはロシア極東のセキュリティを懸念した。日本は、保護条約の規定に基づき「海外居住韓国人の管理保護のため」韓国・満州国境地帯の間島に一団の軍隊を派遣したが、それはこの地域における軍事施設の設置を禁じたポーツマス条約に違反していた⁽⁸⁰⁾。ロシア政府が受けた情報によると、駐韓日本軍は二個師団にも達し、その大部分は北部に駐留していた⁽⁸¹⁾。日露関係が不安定化した状態の中で、ロシア支配層、特に軍部及び極東の首脳部には、日本は近い将来再び戦端を開きロシア領土を攻撃するのではないかという恐れが強⁽⁸²⁾、彼らにとって駐韓日本軍は、新たな戦争の準備のため「ロシア領土を研究する」スパイの基地⁽⁸³⁾でもありながら、ヴラジオストック軍港等に対する直接的な脅威でもあった。

こうした状況下で、朝鮮半島を巡る諸問題に対してはペテルブルグも東京も極めて敏感

77 同上、л. 74.

78 同上、л. 98.

79 同上。

80 崔『日露戦争の世界史』273頁。

81 1906年3月13日、パーヴロフ元公使が書いたと思われるラームズドルフ宛の分析書から。同書は、保護条約締結後の状態と駐韓日本軍について詳しく分析している。АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, лл. 139-141.

82 Российский государственный исторический архив (РГИА), ф. 1672 [Общая канцелярия министра финансов], оп. 1, д. 238, лл. 1-6; д. 239, лл. 1-4; РГА ВМФ, ф. 418, оп. 1, д. 2904, лл. 6-9, 30-31; АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 206, лл. 43-46等を参照。

83 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 140.

であった。日露間で特に激しい議論を巻き起こしたのは認可状問題であった。日本は、在韓ロシア領事の認可状は日本政府によって発行されるべきだと主張したが、これに対し、ロシア政府は抗議を申し入れ、韓国は形式的にまだ独立国家であるので、認可状は韓国政府により発行されるべきだと反論した。このように、「認可状問題は…原則的な問題」となり、その解決は、ロシア政府が韓国における日本の保護統治を承認するか否かを示す論点となった⁽⁸⁴⁾。

1906年2月23日に、ロシア政府は駐日臨時代理公使宛の秘密電報で、日本政府の要求は「日本とロシアにとって義務的たる国際条約に違反する」もので、「国際関係において確定した習慣に全くそぐわない」⁽⁸⁵⁾と述べていた。ここからすると、ロシア政府の立場は、外交習慣によれば、認可状は現地の宗主である高宗皇帝宛に発行されるべきであり、ポーツマス条約で朝鮮半島における日本の政治・軍事・経済的特権を承認しても、韓国独立の廃止は承諾していない、というものであった。

しかし、ロシア政府は、このように日本側がとった立場への反対を表しながら、本格的な対決を避けていた。ラームズドルフは、在ソウルロシア総領事に任命されたプランソンへの訓令で、韓国政府との公式的關係を樹立するとき、「日本政府の不满と疑惑を招かぬよう」行動しなければならないと指摘した⁽⁸⁶⁾。

高宗に関するラームズドルフのコメントも興味深いものであった。ロシア外相の意見では、高宗皇帝はロシアに対していつも「完全な忠誠と無限の信用」⁽⁸⁷⁾を表していたが、それでもプランソン領事は、高宗と会う際に韓国皇帝に「かなえられない望みを抱かせて、〔中略〕(高宗)陛下が日本人に対する態度を悪化させるような約束を注意深く控える」べきであった⁽⁸⁸⁾。ロシア側は、韓国首脳部の親露的立場を利用したかったが、それが極めて困難であることを十分に理解したようである。

しかしながら、認可状問題が原則的な性格を持つことを承知したロシア政府は、日本政府に若干の圧力をかけた。この志向をよく示すのは、3月8日コザコフ代理公使宛のロシア外務省の秘密電報である。そこでは、日本外務省と「なるべく融和的に」交渉をしながらも、認可状問題は「幅広い原則的意義」を持つものであると述べ、ロシア帝国はこの問題に列強の注目を喚起できるので、「相互同意」することが双方(日本とロシア)の利益にかなうと主張するよう訓示していた。そして、日本側が自己の解釈に固執するのであれば、ロシアはハーグ仲裁裁判所に訴えざるを得ない⁽⁸⁹⁾、とする脅しまで含んでいた。このように、ロシアは朝鮮問題をめぐり、日本を批判する試みを諦めなかった。

ところが、ロシア外務省がこの問題についてヨーロッパ諸国に問合せたところ、列強の反応はロシアを失望させるものであった。元々親日的な立場であったイギリスとアメリカの他に、ドイツも日本に完全な支持を示したのである。駐独ロシア大使によると、ドイツ政府

84 *Маринов. Россия и Япония. С. 56.*

85 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 130.

86 同上, л. 113.

87 ラームズドルフ外相は、高宗皇帝が1884年に韓国をロシアの保護国にする提案をしたこと、また1896年にロシア公使館に避難したことを指摘していた。

88 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 114.

89 同上, л. 131.

は認可状問題で日本の立場に同意して、独領事の認可状を日本政府から受け取ることに賛成することを決めていた⁽⁹⁰⁾。ロシアの同盟国であったフランスも静観の態度をとり、日本との議論に入ろうとしなかった。そのうちに、在日ロシア外交官から、日本側はこの問題で少しも折り合いをつける用意がない、という報告がペテルブルグに届いてきた。

認可状問題解決の進展を東京で見守っていたプランソン在韓領事は、日本の為政者や政治家との非公式会談を行い、その結果をバフメーティエフ(Ю.П. Бахметьев)駐日公使に次のように報告した。

「私は、日本政府が露韓条約と認可状問題について口述した立場からどんな形でも譲歩しないと信ずるに至る」⁽⁹¹⁾。

また、林董子爵もバフメーティエフと会談した際に、「この問題に関する日本の立場を変える余地は少しもない」という伊藤博文韓国統監の意見を伝えて、「伊藤は、認可状問題が特別な意義を持つと考えている」と指摘した。最後に、後に外務大臣に任命された林は、他の列強が日本の考え方に同感の意を表していると述べた⁽⁹²⁾。

4. ロシア外相交替と朝鮮問題に関するロシア政府の最終的立場の決定

以上の経緯を受けたロシア政府は、今後の議論は無意味であると判断し、譲歩することに決めた。5月12日、駐日ロシア公使宛の電報で、ロシア政府は日本による認可状の発行が法律上では正当ではないと以前同様に考えているが、

「日本との信頼関係の早急な樹立を強く願い、今回はプランソンへの認可状を日本政府から受け取ることに」賛成すると記していた⁽⁹³⁾。

この秘密電報に署名はない。しかし、その論調と発送時期を考えれば、これは外務大臣に任命されたばかりのイズヴォリスキー(А.П. Извольский)が書いたものだと判断できる⁽⁹⁴⁾。対英・対日協定締結論者であったイズヴォリスキーの任命は、ロシア外交方針が対英・対日融和政策に転回したことを意味した⁽⁹⁵⁾。新外相は、任命直後に日本政府に認可状発行権を認め、決定的譲歩をしたのである。

ところが、ロシア政府は、認可状の発行を催促する公文を日本政府宛に送ったが、その

90 4月6日、駐独大使の報告書より。同上、p. 153.

91 同上、p. 166.

92 5月8日、駐日公使の秘密電報より。同上。

93 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 168.

94 イズヴォリスキー外務大臣の正式就任は1906年5月12日に行われた。

95 日露戦争後、ロシアの支配層で外交方針の基本について、ヨーロッパでドイツと協商してアジアで日本と対抗し続けるべきか、それともイギリス及び日本と協商すべきか、という活発な議論がなされていた。詳しくは *Бестужев. Борьба в России; Игнатъев А.В. Внешняя политика России в 1905-1907 гг. М., 1986; Емец В.А. А.П. Извольский и перестройка внешней политики России // Российская дипломатия в портретах. М., 1992*; 石和静「国際関係から見た日露協約」23-33頁などを参照。

中には韓国皇帝への呼び掛けが入っていた。当然なことに、それは日本政府の怒りを招いた。日本外務省は、催促状を書き直し、韓国皇帝の名のかわりに明治天皇の名を記入するよう求めた。ロシア外務省は催促状から韓国皇帝への呼び掛けを削除したが、日本天皇の名も記入しなかった。ロシア政府は、このように改めて自分の原則的立場を示し、面子を守ろうとしたのである。

しかし、問題の未解決な状態は双方の利益にならなかった。林外相は、この「困難な状態を脱する」ために、韓国の外交関係に関わる日本の権利の承認を駐日ロシア公使の添え状に記載すると提案した⁽⁹⁶⁾。ロシア外務省はそれに対して同意を表した⁽⁹⁷⁾。

韓国の内外政策における日本の主導的役割を承認したロシア政府は、認可状問題で譲り、最終的に他の問題でも日本の立場を受け入れざるを得なかった。日本政府は認可状の発行を露韓条約問題と結びつけ、ロシアに全ての露韓条約を廃止することを条件として付けた。ロシア側が露韓条約問題を取り上げていた限り、来日したプランソン在韓領事は伊藤統監と面会できず、数ヶ月間にわたって東京に滞在するしかなかった⁽⁹⁸⁾。結局、ロシア政府は露韓条約が廃止されたことを事実上認めて、プランソンは認可状を受け取り、1906年7月ようやくソウルに到着した。

ところで、日本外務省はロシアが求めていた保護条約の全文供与をしようとしなかった⁽⁹⁹⁾。プランソン在韓領事は林外相との話で第二次日韓条約についての日本政府の沈黙を批判したが、林はそれに対して、条約締結から生まれた状態はロシアを含む諸外国が認めた現実であり、プランソン領事の任命はその証拠である、と無遠慮に指摘した⁽¹⁰⁰⁾。

周知のように、朝鮮問題は歴史的に日本外交において優先的意義を持っていた。このため、ポーツマス条約で朝鮮半島における特権を獲得した日本は一步も譲りたくなかった。林外相は、パフメーティエフ公使との会談で「朝鮮問題は日本の弱点」であると述べ、この問題の詳細な点についての日本側の「喧しき^{やかま}」を以下のように説明した——日本は、韓国における優先権を得るのにかなりの資財と犠牲を払ったので、得られた利権を非常に大切に思う。従って、この問題ではわずかな譲歩でもしようとしたら「世論が許さない」というのである⁽¹⁰¹⁾。

ロシアの外交官によると、日本の新聞や雑誌は朝鮮問題をめぐる日露交渉を注意深く見守っていた。プランソン在ソウル領事はその例として朝日新聞、日々新聞、時事新報などを取り上げて、彼らは朝鮮半島に関わるロシアの計画に対して読者の「不安を呼び起こそうとしている」と説明した。例えば、朝日新聞は「韓国はロシアとの戦争の後でも日露外交競争の場面となっている」と書いた⁽¹⁰²⁾。また、『ジャパン・タイムズ』はプランソン領事が任命されたことを指摘して、「ロシアは、我々の保護下にある帝国に対する政治的戦略を

96 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 229.

97 Маринов. Россия и Япония. С. 57.

98 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 178.

99 日本側は1906年8月まで保護条約全文をロシア政府に報告していなかった。ところで、8月15日にプランソンは条約の内容をペテルブルグに送った際に、高宗皇帝は依然として条約署名を断り続けていると指摘した。АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 247.

100 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 168.

101 同上, л. 187.

102 同上, л. 184.

諦めていない」と結論していた⁽¹⁰³⁾。日本の「弱点」である朝鮮問題についての論争は、ポーツマス講和条約に対する日本の世論の不满によって深刻化した。

これらを見ていた駐日ロシア公使は「我々が、[日本の韓国に対する] 完全保護統治の利権」の承認をはっきりと表さない限り、日本と接近する試みが失敗するのは必至である、という結論に達した。そして、ペテルブルグへの報告書の中で、韓国との「あらゆる外交関係」を完全に停止しないと、日露間の相互不信がなくなることは期待できない、という意見を表した⁽¹⁰⁴⁾。

イズヴォリスキー外相はバフメーティエフと同感であり、1906年7月22日にプランソンに次のように指示した。ロシア総領事は「全ての行為や発言」によって、ロシアは韓国に対して「隠れた意図」を全く持たないことを明確に示すべきである。言い換えれば、「ロシアは[中略]韓国における日本の支配地位を明確に承認す」べきというのである。そしてプランソン領事の「唯一」の役割はロシア帝国の通商利権とロシア人の保護にあり、現地政府との関係は全て「日本統監経由で行うべき」である、と命令した⁽¹⁰⁵⁾。

ロシア政府のこのような態度は日本支配層の中に前向きの反響を呼び起こした。伊藤統監は、朝鮮問題に対する自分の見解がイズヴォリスキー外相と一致することを喜び、プランソンとの会談で「甚大な間違い」であった日露戦争について話しながら、「この間違いを繰り返すのは気遣い」だと述べた。従って、日本とロシアは「極東地域、特に不安の最大の源である韓国で平和を[ロシアと]共に維持すべきだ」⁽¹⁰⁶⁾という考えを示した。しかし、日本の政治エリートのかかなりの部分は依然としてロシアを仮想敵国と見なしていた。このために、日露関係の平和的調整論者であった伊藤は日本国内で批判され、ロシアの史料によると、ロシア外務省は、伊藤と林が日露関係についていわゆる「軍部勢力」と対抗しているという報告を受けていた⁽¹⁰⁷⁾。

以上をもって、帝政ロシアは1906年7月末の時点で、朝鮮問題に対する立場を決定したと判断できる。ペテルブルグでは、韓国の主権の維持が、韓国を完全な独立国家に戻すことにならないばかりか、日本との信頼関係の樹立を阻害する⁽¹⁰⁸⁾と理解した上で、韓国を日露関係の正常化の犠牲にすることを決めたのである。このように、対韓政策の変化は、ロシア政府の対日融和政策の第一段階となった。

一方、高宗皇帝と韓国上層部の反日勢力は、日本による保護統治化の過程を一転させる期待をまだ失っていなかった。そして、朝鮮問題に全世界の耳目を集めるために、第二回ハーグ万国平和会議へ使節団を密かに送った。

いわゆる「ハーグ事件」は非常に詳しく研究された問題であるが⁽¹⁰⁹⁾、ここにおいては、朝鮮問題に対するロシア政府の立場が変わったことに関連して分析したい。

103 *The Japan Times*, May 24, 1906.

104 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 210.

105 同上, л. 238.

106 同上, лл. 219-220.

107 同上, л. 220.

108 1906年6月2日、ロシア外務省宛のバフメーティエフの機密報告書より。АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 210.

109 ロシアの歴史学者 Маринов В.А. や Пак Б.Д.、海野福寿をはじめとする日本の学者、康成銀や高大勝などの研究者も、前掲した書籍において「ハーグ事件」について分析している。

高宗皇帝がハーグ会議参加問題を取り上げたのは第二次日韓条約の前であった。1905年10月29日、高宗は依頼人のマルテリ (Emil Martel) を通してロシア政府に協力を求めた⁽¹¹⁰⁾。それを受けたロシア側は在サンクト・ペテルブルグの韓国公使に宛てて会議への招待状を送った⁽¹¹¹⁾。

第二回ハーグ万国会議は1907年6月15日に開催された。様々な問題にもかかわらず、韓国使節団はロシア経由でハーグに到着した。

これより先、韓国の代表は、ニコライ2世宛の高宗の親書を持参してロシアにやってきた⁽¹¹²⁾。高宗は、代表を通じてロシア皇帝に協力を依頼した⁽¹¹³⁾。ところが、ロシア外務省が韓国に招待状を送った1905年10月に比べ、1907年に朝鮮問題に対するロシア政府の立場は既に根本的に変化していた。それ故、イズヴォリスキー外相は1907年6月11日にハーグ会議のロシア代表団長であったネリードフ駐仏大使に韓国使節団についての秘密電報を送り、そこで「上記の韓国人は〔中略〕公式使節団ではないことを考慮に入れて」、彼らとの面会を避けるように指示した⁽¹¹⁴⁾。それに従って、ロシア代表兼会議委員長は韓国使節団との会談を断って、それを「オランダ政府からの公式招待状を持つ使節団としか会見できない」と説明した⁽¹¹⁵⁾。このように、韓国をハーグ会議に招待したロシア政府は、日本との関係を悪化させないために韓国使節団を完全に無視した。

ロシアのこのような態度は、日本首脳部を安心させたであろう。列強の中では、朝鮮半島における日本の影響を阻止しようとしたのはロシアだけであったからである。東京ではいまだに、ロシア政府は朝鮮半島における日本政策との承諾を声明したにもかかわらず、韓国をめぐる緊張の高まりを利用するであろうという恐れがあったに違いない。

ところが、既にみたように、ロシア外務省は朝鮮問題に対する立場を変更していた。ハーグ会議のロシア使節団の態度はその証拠となった。日本の新聞は、「朝鮮の陳情委員…の主要なる目的は、…平和会議に訴えて日本の保護を脱せんとするにあり」、しかし「会議議長ネリードフ氏は、彼等を引見するを拒否せり」と満足そうにコメントした⁽¹¹⁶⁾。

また、イズヴォリスキー外相はハーグ事件について早速に東京へ電報を送り、その内容は伊藤統監に「安心させる影響」⁽¹¹⁷⁾を与えた。日本政府は、朝鮮問題が第一回日露協約を阻止すべきではない、というペテルブルグの明確な合図を了解したのである⁽¹¹⁸⁾。

110 Пак Чон Хё. Корея во внешней политике. С. 472-473.

111 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 32.

112 高宗の親書全文については Пак Б.Д. Россия и Корея. С. 395-396 を参照。

113 詳しくは Пак Чон Хё. Корея во внешней политике. С. 474-475 を参照。

114 同上, С. 476-477.

115 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 261.

116 『時事新報』1907年7月3日。杵淵信雄『日韓交渉史：明治の新聞にみる併合の軌跡』彩流社、1992年、254頁より引用。

117 Пак Чон Хё. Корея во внешней политике. С. 482.

118 1907年7月15日にバフメーティエフ公使は伊藤博文との会談についてペテルブルグに電報を送ったが、日露協約が調印されたのはその2週間後、7月30日であった。

結論

日露戦後における日露関係の正常化過程では朝鮮問題は主要な論点となった。帝政ロシア政府はポーツマス条約で朝鮮半島における日本の優先権を承認したが、韓国の独立を維持するという、高宗皇帝らの期待をある時点まで支持したのである。ハーグ会議への招待状はその証明の一つである。この過程でロシア政府は、列国に支援を求めつつ、朝鮮問題を日本に圧力をかける手段として使う試みを諦めなかった。

現在公開されているロシア側史料を日本側及び和訳された韓国側史料と比較してみると、ロシア政府が当該時期に有していた情報は確実性の高いものであったことが明らかになる。親露派が強かった韓国上層部は日本による植民地化に反対したが、対抗する力が不足したためロシアに強い期待を抱き、ロシアが朝鮮問題をめぐって改めて日本と衝突することを望んでいた。ロシア政府は、朝鮮半島における日本の立場が確定していないことを考慮して、日露関係が本格的に正常化していない状況で、日本の「弱点」である朝鮮問題に触れつつ、東京に圧力をかけようとした。ペテルブルグでは、日露戦争後に影響力を拡大する日本に対して列強が警戒し始める状況を察知し、ロシア政府の対日政策を強固にするために列強の協力に期待をかけた。

ところが、朝鮮半島における状況をかなり正確に理解していたロシア政府は、国際情勢の分析、即ち朝鮮問題に対する列強の出方に関しては完全に見誤っていた。日本は、特別な意義を持った朝鮮問題で「より厳しく非妥協的態度」⁽¹¹⁹⁾をとり、韓国における特権を保障する日米協約(桂・タフト協定、1905年7月)と第二回日英同盟条約(1905年8月)を締結して、外交面で朝鮮半島へ進出するための立場を固めた。韓国におけるドイツの利益はわずかであったので、ベルリンは日本政府の立場に完全に同意した。フランスはロシアの同盟国でありながらも、他の列強に逆らって反日的意思を表明できず、優柔不断な立場をとった。以上のような理由から、日本は朝鮮問題でロシアとの避けられない論争に備えて完璧な準備をしていたのである。

ロシア外務省の主張では、日本側は朝鮮問題の解決のために国際法に違反するような行為にまで至った。日本政府は、国内と国際レベルで強い支持を獲得しつつ、朝鮮半島への進出を進め、保護条約の強制締結に成功した。この条約によって韓国政府は国際法の独立主体ではなくなってしまった。露韓条約と認可状問題でも、国際・国内的に強く支えられた日本は、ロシアが武力を含む『力』の立場から政策をとることができないと承知した上で、断固たる態度をとった。そして、日本と完全に同意したアメリカ、イギリスとドイツに孤立させられたロシア政府は、日本側の示す理由が国際法上で疑わしいものであったにもかかわらず、日本の条件を受けざるを得ない状況まで追いつめられた。

ロシア政府の立場がこのように転向したことにはいくつかの重要な理由があった。まず、国内では革命が広がりを見せた状況であったため、帝政政府は積極的な外交政策をとれなかったのである。更に、日露戦争後に、ロシア上層部において今後の外交方針をめぐる政争は一段と激しくなり、対外政策は基本的にアジア優先からヨーロッパ優先に転換し

119 Маринов. Россия и Япония. С. 56.

た。ヨーロッパでは、イギリスとドイツの間は緊張が高まる一方であり、フランスの同盟国であったロシアは英仏協商に傾いた。そのため、ロシア政府には、対英関係を正常化させる必要が浮上し、イギリスの同盟国であった日本との関係も安定させねばならぬものとなった。とりわけ、日本との協商はロシア新外交の重要な課題となった。

新たな外交方針は1906年4月末～5月初めに決定され、外相が交替した。イギリスと日本に対して煮え切らない態度をとっていたラムズドルフに代わって外務大臣に任されたのは、信念の強い親日協商論者のイズヴォリスキーであった。新外相は直ちに朝鮮問題で原則的譲歩をすることにした。具体的な諸問題の整理は時間がかかったが、1906年7月末にロシア政府は対韓方針を確定した。

以上のような状況で、国際社会に訴える高宗皇帝らの試みが失敗するのは必然であった。ロシアは、列強の中で日本による韓国の保護国化に最後まで反対していた唯一の国であったが、結局、ほぼ完全に日本に譲歩せざるを得なかった。ここで、高宗皇帝と韓国国家の運命が決まったのである。

当然ながら、朝鮮問題に対するロシア世論の立場は政府と一致したわけではない。ハーグ事件を受けて、『ノーヴォエ・ヴレーミャ』や『ロッシヤ』などの新聞と雑誌は、日本の対韓政策、特に「独立国家（韓国）の君主に対するけしからぬ暴力行為」を批判する記事を掲載していた⁽¹²⁰⁾。また、ロシアの研究者は、プリアムール軍管区の中層部は反日義兵運動の活動家とつながりを持っていたことを指摘している⁽¹²¹⁾。ロシア極東の軍部と政治エリートは日本に対して非常に警戒するような立場をとっており、ウンテルベルゲル（П.Ф. Унтербергер）総督は反日的な政治家としてよく知られていた。そのため、プリアムール軍管区の将校と韓国の反日勢力との関係は、総督の承認の上で行われていた可能性が高いと思われる。

しかしながら、それにもかかわらず、ロシア政府の公式的立場は既に定まっていたと言える。「ハーグ事件」におけるロシア政府や外交官の態度はその証拠である。日露協商論者イズヴォリスキー指導下のロシア外務省は、「ハーグ事件」のような決定的な事件だけではなく、細かい問題においても日本との衝突を避けていた⁽¹²²⁾。

韓国は、日露接近のために欠かせない犠牲となった。ロシア政府は、日本側の理屈の法的性格について忘れ、保護条約の「調印式」の顛末を見逃そうとし、日露協定成立の方に力を向けた。

バフメーティエフ公使が要約したように、朝鮮問題は「全部終わった」。ロシアは韓国を後援するとしても、「この国（韓国）とその国民は我々の損失を決して埋め合わせできない」。従って、韓国への「幻想的影響を支える」ために、日本から不誠意を疑われることは意味がない、と結論した⁽¹²³⁾。

120 Григорьевич. Дальневосточная политика. С. 67.

121 同上、С. 68; Пак Б.Д. Россия и Корея. С. 393-394.

122 その一例については *Шулатов Я.А.* Вопрос о назначении помощника военного агента в Японии как отражение российской политики в корейском вопросе после русско-японской войны // Социальные и гуманитарные науки на Дальнем Востоке. 2004. № 3. С. 116-123 を参照。

123 АВПРИ, ф. Японский стол, оп. 493, д. 171, л. 210.

ロシアは、1907年7月30日に締結された第一回日露協約の秘密項目で、同日までに調印された日韓条約・協定を承認して、「今後の日韓関係の発展に干渉・妨害しない」⁽¹²⁴⁾と約束した。これによって、日本は「韓国併合に対するロシアの黙認を確信した」⁽¹²⁵⁾。このように、日露関係における朝鮮問題の位置は原則的に決まったのである。

124 *Гримм Э.Д.* Сборник договоров и других документов по истории международных отношений на Дальнем Востоке (1842-1925). М., 1927. С. 169.

125 石和静「国際関係から見た日露協約」23頁。